

建築確認申請書 主な変更箇所抜粋

令和6年4月1日より確認申請書第四面5欄及び6欄が変更になります。

(第四面)

【5. 主要構造部】

- 耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）
- 耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）
- 建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
- 準耐火構造
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2）
- その他

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
 - 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
 - 建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造
 - 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
 - その他
 - 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない
-